

第 8 回栃木県産業再生委員会議事録

日 時 平成 18 年 8 月 8 日 (火) 14 : 00 ~ 15 : 45

場 所 栃木県総合文化センター特別会議室

出席者

< 委員 >

藤本委員長、亀田副委員長、

荒井委員、宇野委員、小川委員、金井委員、菊池委員、木村委員、久保委員、

小関委員、小高委員、佐藤委員、鈴木委員、高田委員、高橋委員、谷口委員、

千葉委員、中尾委員、中川委員、中村委員、野口委員、野田委員、畑山委員、

久恒委員、前田委員、増山委員、三森委員、森田委員 (欠席 6 名)

< オブザーバー >

粕谷オブザーバー、情野オブザーバー

< 県 >

須藤副知事、麻生出納長、佐藤商工労働観光部長、関口土木部長、

土屋副出納長兼出納局長、野口商工労働観光部次長兼産業政策課長、

床井商工労働観光部次長、鈴木土木部次長兼監理課長、高橋土木部次長、

中山出納局次長兼管理課長、菅沼商工労働観光部参事、池田参事兼技術管理課長、

藤田地域振興課長、大森経営支援課長、高野観光交流課長、高野会計課長、

産業政策課柳総務主幹 (司会)

< 出席を求めた参考人 >

足利銀行 野村取締役営業本部長、掛川執行役財務企画本部長、

床井執行役融資本部長、林公務金融室長、長江県庁内支店長

会議内容

(1) 栃木県産業再生委員会条例の一部改正について

(2) 委員長及び副委員長の選任について

(3) 部会の運営及び部会長の選任について

(4) 足利銀行の 18 年 3 月期決算及び「経営に関する計画」の進捗状況について

(5) これまでの取組と今後の対応について

足利銀行の受け皿に関する対応状況について

県内の産業及び地域の活性化方策に関する取組状況について

(6) その他

【柳総務主幹 (司会)】

本日の委員会は、産業再生委員会条例改正後の最初の委員会開催であり、新たに委員長及び部会長を選任する必要があるため、委員長が選任されるまでの間、進行役を務めさせていただきます。

知事が所用のため欠席なので、お手元に辞令を用意させていただいたので、御了承願います。

なお、委員の任期は、条例の定めにより、平成 18 年 8 月 4 日から平成 20 年 8 月 3 日までとなっています。

また、本日の会議につきましては公開で進めさせていただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【柳総務主幹】

異議がないようですので、公開ということで進めさせていただきます。
それでは、須藤副知事からごあいさつを申し上げます。

【須藤副知事】

本日、福田知事が所用のため欠席をさせていただいております。代わって一言ごあいさつを申し上げます。

産業再生委員会の皆様方におかれましては、一昨年8月にこの委員会が発足して以来、藤本委員長はじめ、委員の皆様のご多大なご尽力を賜り、足利銀行の望ましい受け皿のあり方及び県内の産業及び地域の活性化方策の二つの答申をいただきました。この2年の間に本委員会や二つの部会を数多く開催いただき、幅広い見地から精力的に調査、検討を重ねていただきましたことに対し、改めて厚く御礼を申し上げます。

お陰をもちまして、それぞれの答申に基づき、足利銀行の受け皿に関する要望を小泉内閣総理大臣をはじめ、関係省庁へ行うとともに、本県の重要な産業であり、また構造的な問題を抱えております建設業と温泉観光地の活性化方策を県の施策として取りまとめることができたと考えております。

本県にとりまして最大の関心事でございます足利銀行の受け皿選定問題につきましては、いまだ国からは具体的なことは示されておりませんが、決算等を見る限り、そう遠くない時期に選定作業が始まるものと推測されます。もとより、受け皿の決定、選定は国の権限、専管事項ですが、これまでの何回かにわたる要望活動等の取り組みの結果、選定に際しては、県の意見をしっかりと聞くという発言を関係の大臣等からいただいております。時期が来たら、しっかりと意見、要望を申し上げてまいりたいと考えております。その際、県議会をはじめ、県民会議や経済団体などの県民各界各層から広くご意見をお聞きするとともに、当委員会において委員の皆様のご専門的な視点からのご意見をいただくことが何よりも重要かつ有益であると考えております。

このようなことから、このたび当委員会の設置期間を延長させていただいたところなので、その趣旨をご理解いただき、引き続きのご協力をお願いを申し上げます。

なお、足利銀行については、経営の健全化については着実に進捗しているものと考えております。本年度は3年間の経営計画の総仕上げの年となりますので、これからも経営の健全化と企業再生に精力的に取り組まれるものと期待をしております。

委員の皆様には引き続き大変ご苦勞をおかけすることになります。また、事柄の性質上、委員会の急な開催もお願いをしなくてはいけないケースもあるかと思いますが、ぜひご理解をいただき、真に県民のためになる銀行の実現に向け、委員の皆様方のより一層のご支援、ご協力をお願いを申し上げます。

【柳総務主幹】

次に、委員の紹介します。

本委員会の委員数は、これまでの33名から1名増えて34名となっております。
新たに委員にご就任をいただきました方々をご紹介します。

出席した新任の委員及びオブザーバーを紹介

- ・ 栃木県経営者協会副会長 木村委員
- ・ 商工組合中央金庫宇都宮支店長 中尾委員
- ・ 日本政策投資銀行地方開発部長 森田委員
- ・ 宇都宮財務事務所 粕谷オブザーバー

〔議事〕

(1) 栃木県産業再生委員会条例の一部改正について

【床井商工労働観光部次長】

議題 1 の栃木県産業再生委員会条例の一部改正について説明いたします。

本条例は、足利銀行が一時国有化されたことに伴う県民生活や県民経済の影響を最小限に止め、地域産業と金融の一体的再生を図るため、議員提案により、平成16年6月に制定されました。同年8月4日には、知事から委員の任命が行われ、2年後の本年8月3日までを存続期間とする委員会が発足しました。

その後、委員の皆様には知事から諮問があったテーマを中心に委員会及び各部会において精力的にご審議をいただき、足利銀行の望ましい受け皿のあり方については昨年3月に、県内の産業及び地域の活性化方策につきましては本年の1月に、それぞれ答申をいただきました。

しかしながら、本県にとって最大の関心事である足利銀行の受け皿については、いまだ国から具体的なことは示されておらず、不透明な状況にあります。現在、県においては今後国が受け皿選定に向けて本格的に動き出すことを想定し、国に要望する内容などについて具体的な検討を進めているところですが、真に県民のためになる銀行を実現するためにはこれからの正念場であり、引き続き本委員会から専門的な視点に立ったご意見をいただくことが極めて重要かつ有益なものであると考えています。

こうしたことから、本年の6月議会において議員提案により、資料1のとおり、第3条の存続期間を2年から4年に改め、本委員会の存続期間を2年間延長するとともに、議論の継続性に鑑み、第4条の委員の任期に再任規定を追加し、これまでの委員の皆様を引き続き任命できるように改正されました。

以上が、今回の条例改正の趣旨及び内容でございます。

(2) 委員長及び副委員長の選任について

【柳総務主幹】

今回の条例改正に伴い、新たに委員長及び副委員長を選任していただくことが必要となりますので、委員の方々のご意見をお伺いしたいと存じます。

【荒井委員】

これまで当委員会の委員長は、宇都宮大学の藤本委員、副委員長に経済同友会から亀田委員にお務めいただきましたが、継続性を考えると、これからはぜひ藤本さんに委員長をお務め願い、また副委員長に亀田さんをお願いしたいと思います。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

【柳総務主幹】

ただいま、藤本委員を委員長に、亀田委員を副委員長にということで、継続性を勘案して引き続きお願いしたらどうかというご意見がありました。そのほかのご意見等ございますか。

(異議なし)

【柳総務主幹】

異議なしという声ございましたので、藤本委員、亀田委員、ご了承いただけますか。

(藤本委員、亀田委員了承)

【柳総務主幹】

藤本委員及び亀田委員、それぞれご了承いただきましたので、委員長に藤本委員、副

委員長に亀田委員、それぞれ選出することに決定いたしました。

それでは、これからの議事進行につきましては、藤本委員長にお願いします。

【藤本委員長】

ただいま委員長に推薦をいただきました藤本でございます。引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

これまで当委員会は平成16年8月4日に最初の委員会が開催されて以来、2年間で本委員会7回、県内産業地域活性化部会及び地域金融再生部会をそれぞれ6回ずつ開催し、平成17年3月に足利銀行の望ましい受け皿のあり方を、平成18年1月に県内の産業及び地域の活性化方策をそれぞれ知事に答申をいたしました。これもひとえに委員の皆様の格別なお力添えをいただいた結果であると大変感謝をしております。

今般、足利銀行の受け皿問題等に対応するため、当委員会の条例改正が行われたわけでございますが、引き続き委員の皆様から専門的なご意見をいただきながら、精一杯委員会の運営に努めてまいりますので、これから2年間、改めてご協力をお願いいたします。

それでは、亀田副委員長から一言ごあいさつをお願いいたします。

【亀田副委員長】

ただいま副委員長に推薦をいただきました亀田でございます。

大変恐れ多いことではございますが、藤本委員長を補佐しながら力の限り務めさせていただきます所存でございますので、引き続き委員の皆様のご指導、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

(3) 部会の運営及び部会長の選任について

【藤本委員長】

足利銀行の受け皿については、今後国が選定に向けて本格的に動き出すと思っておりますが、国の状況次第では部会を活用することも想定されますので、部会につきましては資料No 3の部会名簿案のとおり、これまでどおり引き続き設置することとし、また県内産業・地域活性化部会には今回新たに経営者協会の木村委員を加えることとして、皆さんにお諮りしますが、いかがでしょうか。異議ありませんか。

(異議なし)

【藤本委員長】

部会については、引き続き設置することとし、県内産業・地域活性化部会に経営者協会の木村委員を加えることといたします。

木村委員、よろしくお願ひいたします。

また、部会長には、これまで県内産業・地域活性化部会には亀田副委員長が、地域金融再生部会長には須賀委員がそれぞれ部会長としてお骨折りいただきましたが、引き続き亀田副委員長、須賀委員を部会長としてお願いしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【藤本委員長】

亀田副委員長、よろしくお願ひいたします。

なお、須賀委員は欠席ですので、後日私からお願いしておきますので、ご了承願ひます。

(4) 足利銀行の18年3月期決算及び「経営に関する計画」の進捗状況について

【藤本委員長】

それでは、議事(4)足利銀行の18年3月期決算及び「経営に関する計画」の進捗状況についてに入ります。

ここで、足利銀行の野村取締役ほか足利銀行の皆様にご挨拶させていただきます。

(足利銀行関係者入室)

【藤本委員長】

野村取締役をはじめ足利銀行の皆様におかれましては、ご多用中のところ、当委員会の求めに応じてご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。

まずはじめに、野村取締役からごあいさつをいただいた後、掛川執行役から18年3月期決算の概要をご説明いただき、その後に意見交換を行いたいと思います。

【足利銀行野村取締役】

日ごろから足利銀行の業務運営に大変なご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。また、本日は当行の現況についてご説明をさせていただく場を設けていただきまして、厚く御礼を申し上げます。

平成18年3月期決算におきましては、景気の回復、株価上昇など、外部環境にも恵まれたこと、また地域金融、サービス業の原点回帰を合い言葉に行動指針として、行員1人1人ができる限り靴底を減らしながらお客様との信頼関係を一つ一つ積み重ねてきた結果、少しずつではありますが、お客様との信頼関係も取り戻すことができ、そういったことから結果的に計画を上回ることに相なりました。これも皆様方のご支援のためのものでございまして、深く感謝申し上げます。

今年度は3カ年計画の最終年度ですので、油断なく計画の総仕上げを行うとともに、職員の行動、あるいは心のあり方につきましても、お客様志向と当事者意識を大きな二つの目標に掲げ、これが浸透するよう、かけ声だけに終わらずに、体にしみ込むようにするために、一段の行動改革を進めてまいりたいと思い、現在努力しているところです。

具体的には、お客様志向と申しますと、三つありまして、これは過去の当行がこうなった原因を逆にさかのぼり、何が問題だったかということから導き出した答えであります。お客様志向の一つ目として、お客様のことを思い、お客様のために行動すること。二つ目は、お客様には親しみある態度や笑顔で誠実に行動すること。三つ目が、お客様の求めるものを求めるときにご提供すること。この三つを掲げております。

当事者意識としましては、一つ目が、うそやごまかしのない地道で着実な仕事すること。二つ目が、自らから進んで学び、考え、行動すること。三つ目が、ひとりよがりには陥ることなく、広く理解を得ること。この三つを指針としております。

こう言ってみますと、至極当たり前のことではないかと思われるかもしれませんが、「言うは易く行うは難し」でありまして、行動でこうしたことを体現していくことは大変難しいことだと私自身も感じている次第です。

しかしながら、1日も早く、地域の皆様にご安心してお取引いただける銀行に生まれ変わるためには、必ずやこういった行動改革というものは避けて通れないことと考えております。役職員一同、こうしたことを念頭に、平成18年度の業務運営に全力を注いでまいりますので、引き続きご支援を賜りたいと存じます。

それでは、本題でございます経営に関する計画の履行状況につきまして、掛川執行役から説明をさせていただきたいと存じます。

【足利銀行掛川執行役】

平成18年3月期決算の概要について、お手元のNo4の資料に基づき説明をさせていただきます。

だきます。

まず、1枚目は収益の状況です。収益の実績及び計画対比ということで表ができております。左から平成16年3月期の実績で、これが国有化以降最初の決算の数字です。平成17年3月期が1期目です。平成18年3月期が2期目になるわけですが、これが今回の決算になっております。その右横に平成18年3月期の計画の数字が記載してあります。これは現在当行が進めております経営に関する計画の数字です。表の上から説明しますと、一番上の業務粗利益ですが、これはトップラインと言われているもので、847億円、計画対比102.7%の達成率です。

その下の経費は406億円、計画対比95.5%です。さらにその下の業務純益が440億円、計画対比110.2%の達成となっています。その下の経常利益は、431億円、計画対比116.8%であります。一番最後に当期純利益ですが、1,603億円で、これはその上の特別損益が大きく寄与しており、計画比437.9%の達成になっております。

その右横をご覧ください。まず、赤の矢印で来ているのが、資金利益の内訳です。資金利益は平成18年3月期におきましては703億円計上しました。資金利益の内訳で資金の運用収益が773億円、調達費用が70億円、その結果として703億円の資金利益になりました。

資金運用収益の中身として、貸出金利息を記載していますが、これについては計画対比マイナス12億円になっています。これは、利回りの低下によるもので貸出金の利息については計画を若干下回りました。原因として、不良債権の処理に伴い、貸出金残高が減少したことが主な要因です。また、それをカバーするものとしたしまして、有価証券の利息配当で、計画比プラス20億円になっております。その結果、運用収益については54億円のプラスになっております。

その下に貸出金の平残と末残が書いてありますが、平成18年3月期の平残については2兆9,121億円です。末残についてはそれを上回る3兆536億円ですので、この残高を維持すれば収益も確保できるということです。

その下の欄に、役務取引の内訳が書いてあります。役務取引については131億円で、計画比106.5%の達成率です。その内訳として、表の左に役務取引の推移を記載しました。棒グラフ下の青色が通常の引きかえ関連費用等の役務取引で、上の黄色が窓口販売の関連です。これは主に投資信託を中心とした窓口販売の手数料です。これが順調に伸びまして131億円となり、うち46億円が窓口関連の収益であります。

その横のグラフには、個人投資信託残高の契約先数が書いてあります。棒グラフが残高で、平成16年3月末では761億円だったものが、順調に増加し、平成18年3月末においては1,996億円で、1年間で約820億円増加しました。その上の折れ線グラフが、契約先数です。これは、5万件を目標にしておりましたが、平成18年3月末においては5万2,711件、2年前が1万9,457件ですから、順調に増加しております。

次に、その下の青い矢印の線を追っていくと、そこに不良債権処理関係の損益の状況が記載してあります。上から、不良債権処理損失がマイナス25億円、貸倒引当金取崩益は大きく出まして935億円、それから償却債権取立益は63億円、前期債権売却清算損失額がマイナス32億円、トータルでプラス940億円になっております。

その横に、特別損益の内訳が書いてあります。これについては、先ほど申し上げました不良債権の損益にプラスして、国への退職給付の代行返上を実施いたしましたので、その代行返上益がここに計上されています。それが219億円で、トータルで特別損益については1,173億円とかなり大きな金額がここに利益として計上されています。その結果として、当期純利益については1,603億円になりました。

その下が経営の指標です。表の一番下に赤で囲った不良債権の比率が7.77%です。平成16年3月期が20.62%ですので、約3分の1の数字になりました。そこから赤い矢印が出ており、そこに不良債権の減少の内訳について書いてあります。減少要因が合計で1,794億円、増加要因が299億円で、合わせると1,495億円が不良債権の減少額になって

います。

その右横がリスク管理債権の推移の表で、平成18年3月末については合計で2,488億円になっています。平成17年3月末が3,983億円ですので、1,495億円の減少となりました。その下に、リスク管理債権の比率が書いてあります。17年3月期の12.5%から7.77%になったので、当初の目標8%をクリアしました。

2枚目をお開き願います。

これは、資産・負債の実績で、いわゆるバランスシートであります。左の上に表の真ん中が平成18年3月期の実績です。真ん中に資産の部の合計が4兆2,537億円です。前年と比較して、3,000億円のプラスになりました。

主なものは、有価証券で1,900億円、貸出金の正常債権で1,600億円、引当金が1,600億円減っておりますので、その合計といたしまして約3,000億円増えました。

その結果として、債務超過の金額が平成18年3月末がマイナス3,879億円となりました。1年前がマイナス5,622億円でしたので、1,742億円の大幅な改善となりました。

表の右に有価証券、貸出金残高の内訳が記載してあります。まず、有価証券については、1,922億円増加しました。その内訳はとして主に増えているのは国債です。国債は4,268億円が5,541億円に増加し国債中心の運用を図りました。右隣が、国内債権のデュレーション(債券に投資された資金(債券の現在価値)を回収するのに要する平均期間)が書いてあります。これについても平成18年3月末については3.56年で、比較的短期、中期のものを中心に運用したということでございます。

その下に、株式の内訳が書いてあります。株式は増加しておりますが、一切株については購入しておりません。増加したのは株の評価益が上がったものです。株の評価益が505億円で、その結果として、前期の1,027億円が1,310億円に増加いたしました。

青く囲っているところが、貸出金の状況です。貸出金のトータルは3兆1,991億円で、1年前と比べてプラス136億円となりほぼ横ばいです。正常債権は1,631億円増えております。リスク管理債権は1,495億円減りましたので、結果として136億円増になりました。その右横に矢印で貸出金の内訳が書いてあります。棒グラフの青いところが正常債権で、黄色の部分がリスク管理債権であります。トータル的には若干の増加でしたが、正常債権については1,632億円増えました。その隣が法人向け貸出金の推移について記載しております。棒グラフの黄色の部分がリスク管理債権、下の部分が正常債権で、正常債権は1年前に比べて762億円増加し、トータルとして1兆4,932億円となりました。

その下の表が、当行が一番大事にしている部分の法人融資先数の数字です。これは正常先から要管理先までの法人で融資のある取引先の数の推移が棒グラフになっております。一目見ておわかりのとおりV字になっており、平成14年3月末の1万8,055件から減少し、破綻直後の平成16年3月末については1万6,124件まで落ちました。この段階で約2,000件の顧客を喪失いたしました。その後、2年間で靴底運動、いろんな点でお客様とコミュニケーションをとりながら信頼回復を図りお客様を増やした結果、今期は1万8,635先となり国有化以前の数字をオーバーするほどまでに回復いたしました。内訳は表に記載してありませんが、大半が中小の企業で、小口分散を図り、融資先数を確保いたしました。

その左横に、個人融資の柱になる部分として、住宅ローンの残高と実行件数の推移を掲載いたしました。住宅ローンについても、かなり力を入れまして、残高が平成18年3月末では9,300億となり、1兆円目前にまで来ております。平成15年3月末では6,859億円でしたので、順調に増加しているといえます。折れ線グラフで示してあるのが、1年間の実行の件数です。平成18年3月末は、9,500件の住宅ローンを実行したということです。これは、多分足利銀行始まって以来の数字だと思います。

預金については、トータル的に言いますと4兆3,224億円で、1年前と比べて457億円の減少になりました。その内訳ですが、赤線で囲んである個人預金で2兆9,224億円で1年前と比べ、120億円減少しました。個人預金は若干伸び悩んだような数字になって

おりますが、個人の預かり資産については順調に増加しております。個人の預金と個人の預かり資産の合計の数字をみると、1年前の平成17年3月末が3兆1,931億円だったものが、1年後には3兆3,081億円で、プラス3.6%となりました。

次に引当率の推移です。平成18年3月末では正常先が0.36%、要注意先が8.74%で、要注意先は1年前が10.24%でしたので2%ほど落ちております。要管理先は26.14%で、1年前のほぼ半分になりました。また、破綻懸念先は87.0%でした。

3枚目をご覧ください。

この表は、経営に関する計画に基づく2年間の実績です。現在、3年の計画のうち2年間を経過した時点での状況をまとめたものです。表の左側が収益性で、右側が健全性です。収益性のところには、当期利益の内訳が書いてあります。3年間で1,170億円の利益を計上する計画に対し、2年間の実績で2,823億円の利益を上げ、計画の1,653億円のプラスとなりました。ただ、内訳をみると、下の青い部分が業務純益で、3年計画で992億円計上するところが、現在では736億円の実績で、74%の進捗です。主として多いのがその上の黄色い部分の1,260億円で、いわゆる貸倒引当金取崩益でございます。この分が非常に大きく寄与したため、トータルでは計画に対し大幅に利益があがっている状況となりました。

表右横の健全性ですが、折れ線グラフで不良債権の残高、棒グラフで比率が書いてあります。これは計画どおりに順調に推移しております。平成16年3月末におきましては、7,317億円あった不良債権が、2,488億円となり、約5,000億円の減少となりました。不良債権比率では、20.62%だったものが7.77%の実績で、これも順調に推移しています。

4枚目をご覧ください。

これは、当行の大きな柱でありますローコストオペレーション体制の確立についての状況です。

一番目が人員と人件費の削減です。平成18年3月末で行員数については2,180名になっております。これは、計画比170名の人数が減り過ぎているということです。来年の平成19年3月の数字が2,200名ですので、人員計画については既に達成済になっております。現在のところ人数が減り過ぎておりますので、若干名を中途採用等で補充している状況です。

二番目の物件費の削減ですが、18年3月末183億円で計画比マイナス18億円です。これは、かなり店舗をいじっておりますので、コスト削減に結びついており、その結果、計画比マイナス18億円という数字になりました。

三番目が店舗チャネルの再構築で、今ローコストオペレーションの柱といたしまして、店舗をかなりいじりました。18年3月末の実績として有人店舗で150店舗です。2年前が167店なので、17店舗減らしております。また、表中のリテールセンターというのは、当行が軽量化店舗として一つのモデルで現在展開しているものです。従来のフル店舗では、概ね20名から30名程度の行員がいて運営しておりますが、リテールセンターは大体正職員が5名です。プラス、パートタイマーがおります。それで、1店舗を回すという形で、リテールセンターを展開しており、18年3月末は42店までになりました。その結果、お客様の利便性を落とさず、なおかつ効率化を高めるという形で、バランスのとれた店舗経営を行っております。これまでの店舗統廃合により、計画以上の経費削減が進んでおりますので、今後についてはお客様の利便性と経費のバランスのとれた店舗運営を行うという形で展開しております。

4番、5番、6番、7番と書いてありますが、そのうちの7番は保有資産の処分、動産と不動産の処分について書いてありますが、既にほぼ計画を達成しております。以上が、決算の説明でございます。

【藤本委員長】

ありがとうございました。

ただいま、掛川執行役から平成18年3月期決算及び経営に関する計画の進捗状況についてご説明をいただきました。

ご意見、ご質疑等がございましたら、よろしくお願いいいたします。

(特に意見なし)

よろしいでしょうか。

特にご意見、ご質疑がないようなので、以上をもちまして意見交換を終了いたします。

野村取締役をはじめ、ご出席いただきました足利銀行の皆様方には改めて感謝を申し上げます。足利銀行の皆様にはここでご退席となります。本日はどうもありがとうございます。

(足利銀行関係者退席)

【藤本委員長】

足利銀行から平成18年3月期決算等の報告があったわけですが、本委員会の今後の活動との関連で何かご意見やご提言がございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(特に意見なし)

それでは、特にご意見がないようでございますので、次の議題に入ります。

議事(5)これまでの取り組みと今後の対応について、まず最初に足利銀行の受け皿に関する対応状況について、今後の対応等含めて、県出納局の土屋出納局長から説明をお願いします。

【土屋出納局長】

産業再生委員会の皆様にはこれまで専門的立場から多くのご意見とご提言を賜っていることに対しまして、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

それでは、資料No5に基づき足利銀行の受け皿に関する対応状況について説明をさせていただきます。

それでは、最初にこれまでの経過についてでございますが、県といたしましてはまず国に対し、県民生活の安定や県内経済の発展のため、県民にとって望ましい受け皿像を示すことが必要と考え、平成16年12月17日に知事から栃木県産業再生委員会に対し、足利銀行の望ましい受け皿のあり方を諮問させていただいたところです。

地域金融再生部会におきまして、県内経済団体との意見交換を含め、幅広い見地から鋭意調査審議をしていただき、最終報告をまとめられ、平成17年3月30日に当委員会から答申をいただきました。答申では、受け皿に引き継がれた後の銀行には、地域の中核的金融機関として産業再生や地域再生にも積極的に取り組み、地域金融市場の安定、資金融通の円滑化についての機能を十分果たすことが期待されるとされており、それを実現する望ましい受け皿のパターンといたしまして、安定一般株主の出資による株式譲渡方式と合併または営業譲渡による地域銀行を受け皿とする方式の二つの案をお示しいただき、また受け皿の選定過程に県が参画できるようにすることを国に求めることのご提言もいただきました。

この答申を基本といたしまして、県議会、県民会議、県関係国会議員とも緊密な連携を図りながら、最終的な要望を取りまとめ、知事は平成17年5月10日と13日の両日、県議会や県民会議の代表、そして国会議員の方々とともに国への要望活動を実施いたしました。

要望内容につきましては、中ほどに要約してありますように、一つは受け皿移行後の銀行に地域の中核的金融機関としての機能を担保すること、2点目としまして選定過程に県を参画させること、3点目が受け皿の移行は本県の経済状況、中小企業の実態等を勘案し、できるだけ早期に行うことの3点であります。

要望の際には、当時の伊藤金融担当大臣から受け皿選定の際に県の意見を聞くとの発言を得たところであり、その後10月末に内閣改造が行われました。11月21日と24日両日には、再度の要望活動を行いました。その際にも改めて与謝野大臣から県の意見を聞くとの確約を得たところであり、このことは大きな成果であったと考えております。

また、足利銀行の経営の健全化につきましては、これまでも順調に推移してきたところです。先ほど、足利銀行から説明のありましたように、足利銀行の平成18年3月期決算につきましては、景気の回復基調という追い風もありましたが、計画を上回る順調な成果を上げてきております。破綻直後に6,800億円ほどありました債務超過も4,000億円を切るまでに回復しており、国もこの結果に経営体力は回復しつつあると評価しているところです。

受け皿選定に向けた国の具体的なスケジュールなどは示されておりませんが、現在国におきましては選定開始の条件としてきた金融機関としての十分な持続可能性、地域の金融仲介機能の発揮、そして公的負担の極小化という三つの視点から受け皿の選定を開始することができるか否かにつきまして、本格的な検討が行われます。そして、その検討の結果、ひとり立ちできるぐらいに経営が回復したと判断されれば、受け皿の選定作業が開始されるものと思います。その際、県に対しましては、地域の意見が求められますので、県としては真に県民のためになる銀行の実現に向け、具体的な検討を行っているところでございます。

次に、今後の取り組みについてですが、今後とも県としては選定作業の進捗に合わせ、節目節目の適切な時期に地域の意見を要望し、足利銀行が受け皿に移行した後、地域の中核的金融機関としての機能が維持されるよう、全力を尽くしていきたいと考えております。現時点では、受け皿選定に向けての具体的な話は示されておらず、またこれからのように進むかも明らかになっておりませんが、委員の皆様には今後の状況に応じ、専門的な立場からご意見をいただきたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力、ご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

【藤本委員長】

現時点までの流れで、既に皆さんがご承知おきのことでございますが、特にご質問等ございませんでしょうか。

(特に意見なし)

それでは、県内の産業及び地域の活性化方策に関する取り組み状況につきまして、説明をお願いします。

まず、建設業について、土木部鈴木次長兼監理課長から説明をお願いします。

【鈴木土木部次長兼監理課長】

本年1月20日に、当委員会から知事あてに県内の産業及び地域の活性化方策について答申をいただきました。それらにつきましての県の取り組み状況について報告申し上げます。

建設業に関する取り組みにつきましては、資料6の1ページと2ページに記載をしております。左半分が答申をいただきました事項内容、右半分に県の対応状況を整理いたしました。項目ごとに説明申し上げます。

まず、左側の(1)経営改善に向けた取り組みについてでございますが、中ほどにあ

りますように、真に競争力のある企業として生まれ変わるため、経営努力のほかに研修あるいは経営診断などの活用が必要だという答申でありました。県の対応状況を整理いたしました。県としては白丸のところ引き続きの取り組み状況で、黒い四角のところ新たな取り組み状況としてご覧いただきたいと思っております。一つ目の白丸のところ、経営巡回相談窓口の開設、あるいは2つ目のセミナー、3つ目の支援プログラムの作成ということを実施しており、平成18年度も建設業総合支援事業ということで引き続き対応することといたしております。

なお、支援プログラムにつきましては、年度末に昨年度予算で策定しましたが、これについては冊子のほかに県のホームページに掲載しました。ここには相談窓口関係機関の名称等が入っており、そちらをクリックしていただくとそれぞれの関係機関のホームページにリンクしていただけるような機能があります。

(2) 新分野進出では、分野別の業態特性に合わせた能力や手法を養う研修が必要だということです。また、リフォーム・リニューアル分野ということで、鬼怒川温泉の旅館・ホテルの解体修復が見込まれますが、この際は、県内建設業者を積極的に活用することについて要望をするべきだという答申をいただきました。

右側の取り組み状況ですが、新分野の農業、介護・福祉、環境・リサイクルについてのセミナーをそれぞれ実施しました。さらに今年度も実施する予定です。新分野進出についてはかなり苦戦もしているところもあるようですが、そういった取り組み状況についても支援プログラムに掲載させていただいております。要望事項ですが、鬼怒川温泉の旅館・ホテルのリニューアルということで、去る6月1日に、県の要望については副知事から、建設業産業団体連合会からは建設業協会長からそれぞれ要望書を県観光協会長にお渡ししました。観光協会長からも、それについては会員の皆様に十分周知徹底を図りたいというお話をいただいたところです。

(3) M & Aと企業連携は、全く新たな取り組みとなっております。1つ目につきましてはPRや仲介などの支援、2つ目は公共の発注機関として企業合併等行った場合には入札参加資格における優遇策あるいは受注機会の確保について促進策を講じること、さらに、M & Aを実施する場合には必要な資金があるので、制度融資等でバックアップすべきだという答申をいただいたところです。

これについては、土木部と商工労働観光部が協力しながら、商工会議所あるいは建産連と連携してPRを行っているところです。また、本年度は新たに連携・提携等支援セミナーの開催を予定しております。

合併等を行った県内建設業者への支援策ですが、この辺については本年7月1日から入札参加資格に当たって格付に用いる点数の加算措置、あるいは受注機会の拡大ということで制度化をしたところがございます。

制度融資では、商工労働観光部の施策の中でM & A等の資金が必要な場合には、県の制度融資を設けたところです。

(4) 技術と経営に優れた建設企業の育成では、公共工事の品質確保に関する法律が施行されておまして、その実行手段として総合評価落札方式があるのですが、これが技術と経営に優れた建設業者の育成につながるということで、積極的に活用すべきだということです。

また、指定管理者あるいはPFI、市場化テストといった新しい動きにも積極的に対応するとか、行政はそういう姿勢で臨むべきだという答申をいただきました。これについての県の対応状況です。平成18年度から総合評価落札方式につきましては土木一式工事、鋼構造物工事をこれまで試行で行ってまいりましたが、これに加えて建築一式工事、PC構造物工事といった新たな工事も追加をして試行の拡大をしております。

また、白丸の指定管理者につきましては、平成18年度から指定管理者制度が導入されたことで、41施設について実施したところです。PFIについては、県庁全体の問題としてさまざまな視点からこの導入について可能性も含めて判断してまいりたいと考え

ております。市場化テストにつきましては、この5月26日に競争の導入による公共サービスの改革に関する法律、いわゆる市場化テスト法が制定され、7月7日から施行となっております。現在、国においてはこれを実行すべく基本方針を策定しているところです。県といたしましては、これらの取り組み状況等を国の動向を注意しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

(5) 企業と行政を結ぶ業界団体の役割では、建設業界・団体が一丸となって、経営改善の取り組み、新分野、その他もろもろの取り組みを積極的に行う必要がある、また建設業界としてはイメージアップも大切なのではないかとの答申をいただきました。これについては、引き続きの取り組みになりますが、国土交通省が実施するワンストップサービスセンターの事業として、建設業総合相談受付窓口というのがあり、これを建設業協会に設置しまして情報発信あるいはセミナーの開催を行っているところです。一番最後に栃木県魅力ある建設事業推進協議会というものもございます。CCIとっておりますが、これの活動を行政と建設業関係者が一体となって建設業のイメージアップの取り組みを強化することといたしております。

以上、建設業に関する取り組みでございました。

【藤本委員長】

答申内容に県がどう対応しているかということを整理していただいたものですが、質問等ございますか。

(特に意見なし)

続いて、温泉観光地及びソフトランディングに向けての取り組み状況について、床井次長から説明をお願いします。

【床井商工労働観光部次長】

温泉観光地の活性化とソフトランディングに関する取り組み状況について説明をさせていただきます。

温泉観光地の活性化に関する取り組み状況については、資料の3ページをご覧くださいます。

最初に(1)魅力ある温泉地づくりのうち、街並み景観整備の取組みについては、魅力ある観光地づくりの一環として、景観や雰囲気著しく損ねている廃業旅館やホテルを整理し、有効活用を図ろうとするものですが、対応状況として、現在鬼怒川温泉においては地元日光市により、廃業した二つの旅館跡地を園地等に再整備する方向で検討が進められています。このように、徐々にではありますが、こうした取り組みが進んできておりますので、県といたしましては今後とも地元における地域再生計画の実現などに向け、引き続き支援してまいりたいと考えております。

次に、賑わいの創出に向けた取組みについては、本年度は補助制度を新たに創設をし、日光市が実施をいたします鬼怒川温泉地区の空き店舗や空き家の活用、温泉風情を演出する取り組みなどを支援することとしております。

また、のホスピタリティの向上に向けた取組みについても、本年度新たに創設した観光基盤整備事業を活用し、公共トイレや外国語版の案内標識などの公共施設の整備を進め、地域全体の魅力向上を図ってまいります。

(2) 温泉地を核とした広域観光の推進については、温泉地と県内各地に存在する観光資源を組み合わせた広域観光の推進は、新たな観光需要を喚起し、温泉地の宿泊客の増加にもつながる有効な取り組みであります。このため、県においてはこうしたルートづくりに取り組むとともに、新たな旅行商品づくりを支援するなど、温泉観光地への誘客や新たな魅力づくりに努めてまいりました。今後とも、広域観光ルートを提案紹介

たします小冊子「とちぎ再発見」などを活用しながら広域観光の推進に努めてまいります。

(3) 地域ブランドの形成に向けては、地域の豊かな資源や特性を生かした地域ブランド化は、温泉観光地の活性化にも有効な手法であることから、引き続き地域再生に向けた取り組みの中で実現に努めてまいりたいと考えております。特に本年度は、庁内に連絡会議を設置し、地域ブランド形成に向けた推進体制の整備を図ったほか、地域ブランドフォーラムなどを開催し、意識啓発にも取り組んでおります。

(4) フィルムコミッションについては、この事業も地域からの情報発信が増え、観光客の増加につながるなど、地域興しや誘客に有効でありますことから、今年度新たに取り組むこととした事業の一つです。既に、推進体制の整備が完了し、誘致も数件実現するなど、事業は順調に推移しており、現在は本格的なロケ誘致に向けたデータベースの構築に取り組んでいるところです。

(5) 外国人誘客、受入体制づくりについては、これまでも国の取り組みに呼応し、誘客推進に努めてきたところですが、本年度は新たに外国語のガイドマップやパンフレットを作成するほか、本県版の通訳案内士の導入について検討を進めるなど、事業の充実と受け入れ体制の強化を図っていくこととしております。

(6) 旅館・ホテルの経営改善に向けた取り組みについてです。経営改善には経営者自身の取り組み姿勢が何よりも重要であります。温泉地の旅館・ホテルの経営者にとっては熱意はあるものの、こうした取り組みへのノウハウや資金が不足しており、行政の支援がポイントになると考えております。このため、県では制度融資を用意した上で経営改善のアドバイスや経営計画を支援する取り組みなどを実施してきたところですが、今後は各旅館との連携を初め、地域が一体となって協力し合う取り組みなども視野に入れながら、引き続き支援してまいりたいと考えております。

3 ソフトランディングに向けての取り組み状況について説明いたします。

最初に、(1) 緊急措置の検討についてでございます。これは、倒産等の緊急事態に対し、その影響を最小限に食い止めることなどをねらいとした対応策についてですが、まず雇用調整等が生じた場合の対応については、栃木労働局をはじめとした県内の産業労働に関係する機関団体を構成員とする連絡会議を活用することとしていましたが、幸い、これまでは対象となる案件もなく、比較的安定した状態で推移してまいりました。今後とも、こうした事態が生じた場合には、これらの会議などを活用しながら関係機関団体と相互に連携、協力し、情報の早期把握に努めますとともに、雇用調整にあった労働者の就職支援などについて適切に対応してまいりたいと考えております。

また、県では制度融資に経営安定資金を整備し、倒産防止はもとより、連鎖倒産の回避や取引先の経営の安定に向け、金融面からの支援も行っております。本年度は、借換専用資金として、経営安定特別借換資金を創設したほか、M & Aの支援メニューを新たに用意するなど、中小企業の資金繰りの改善と後継者の確保や雇用の維持を目的とした支援の強化を図ったところでございます。

(2) 廃業については、現下のように厳しい経営環境の中にあっては冷静な経営判断ができる経営者の育成と、廃業に至った場合の影響を最小限に止めるための適切な対応が望まれるところです。このため、商工団体等における日常の取り組みを通じて経営者の育成指導に努めますとともに、円滑な整理廃業に向けての特別相談事業などを実施し、ソフトランディングに努めているところです。また、従業員の就職先の確保が何よりも重要でありますから、ハローワーク等の関係機関と緊密に連携し、今後とも適切に対応してまいります。

(3) 個人保証については、中小企業の円滑な事業活動と、再起が可能な活力ある経済社会を実現するためには、個人保証の範囲を一定程度に止める仕組みが必要であることから、本年6月、国に対して信用保証制度を利用するに当たり、個人保証に一定程度の制限を設ける仕組みを整備することについて要望いたしました。

また、個人保証に過度に依存しないリスク補完の枠組みづくりにつきましては、金融機関や信用保証協会などの関係機関との協議の場を活用し、今後引き続き研究してまいりたいと考えております。

(4) 金融機関の役割については、これまでも足利銀行に対しあらゆる手法を活用し、企業再生に取り組むよう、機会あるごとに要請してきたところですが、今後も引き続き要請してまいります。

一方で、こうした取り組みには、中小企業再生支援協議会や再生ファンドなどの支援機関をはじめ、県の制度融資である中小企業再生支援資金などの支援環境の整備が不可欠でありますことから、本年度も再生支援協議会の体制強化について国に要望したほか、県の再生支援資金についても前年と同額を確保いたしました。今後ともこうした支援環境の維持強化に努めてまいりたいと考えております。

なお、受け皿移行につきましては、本委員会をはじめ、県議会や緊急経済活性化県民会議などとも緊密に連携し、適切に対応してまいりたいと考えております。

【藤本委員長】

ただいまの説明につきまして、何かご質問がございましたらお願いします。

(特に意見なし)

それでは、議題(6)その他でございますが、何かございますか。

【佐藤委員】

冒頭で副知事から受け皿の問題について、そう遠くない時期に選定作業に入るであろうということで、望ましい受け皿のあり方についてしっかり意見要望をしていきたいというお話がありました。先月、新聞等でも明らかになったのですが、この産業再生委員会の中で望ましい受け皿という形で二つの方向を示して答申を出しました。過日、新聞記事で栃木銀行が営業譲渡方式については断念したという記事が載っていましたが、おのずと受け皿の選定はもう一方に絞られてくると思います。追っかけ、新聞等でそうしたところがあれば栃木銀行としても協力していきたいというようなコメントも載っていたことからすると、時間的な問題を考慮して、早急にそのことについて具体的に作業に着手すべき時期に来ているのだらうと思うのです。

実は、産業再生委員会の継続が決まったときに若干心配したのは、時間的な兼ね合いの中で、国の動きに対して、当委員会が後追いになってしまうとの懸念がありました。最初から当委員会場でより具体的に受け皿の議論を進め、その都度取りまとめたことについて県に意見なり、答申をしていかないと間に合わないのではないかと思います。ぜひその件について皆さんからいろいろ議論をしていただいて、ある程度方向が出せるのであればそれをもって県に今後の取り組みを促していくことも必要なのではないかと思いますので、そのことを意見として申し上げたいと思います。

【藤本委員長】

御意見として承っておきたいと思いますが、県の意見として副知事からお願いします。

【須藤副知事】

受け皿の選定につきましては、まだ作業が始まったということではありませんので、現段階では様子を注視をしている状況です。なかなか受け皿の枠組み自体をどうこうするというのを議論するのは難しい話ではないかと考えております。県が受け皿の枠組みをつくるということは想定できませんので、その辺は御理解をいただければと思っております。

【佐藤委員】

まさに県が音頭をとってその枠組みをつくっていくのはかなり苦しい話なのだろうと思うのです。ただ、水面下で今どのような話が進んでいるの分かりませんが、いずれにしてもどこかでジャッキを巻いていかないと具体的に進まないのではないかと思います。皆さんの頭の中では、いろいろな方法を考えておられると思いますが、より具体的にこういう形になるのが望ましいのではないかと、やはりここで議論することに非常に意義があるし、重要なことだと私は思いますがいかがでしょうか。

【藤本委員長】

承っておきたいと思います。必要に応じて、部会を開催することも考えられるということですので、全体としての議論というのはなかなか難しいかと思えます。

【佐藤委員】

一番懸念しているのは、部会をつくってということになると、時間的にどういった日程で進んでいくのかを考えると、非常に遅れてしまうのではないかと、テンポが合わないのではないかなという気がするのです。少なくとも部会を設置して議論していくということを早々に決めていただかないと、先へ進まないと思うのですが。

【藤本委員長】

今申し上げたのは、新たな部会を設置するという意味で申し上げたのではないのです。今までの二つの部会がありますので、それを必要に応じて開くという可能性も残しておくということで、皆さんのご了解を得たと思っております。事務局で私の見方について補足をしていただければと思います。

【須藤副知事】

当面、この委員会にお願いをしようと思っていたことは、これから金融庁で選定作業が開始された後、金融担当大臣からも何度も県の意見を聞くという言葉をいただいておりますので、要所要所で県の意見を言う機会が与えられるものと考えております。その場合に、当委員会の意見も伺った上で、国に対して意見を申し上げることが必要になると考えております。

【藤本委員長】

ほかにいかがでしょうか。

特にないようですので、本日の議事を終了したいと思います。なお、本委員会につきましては、先ほど副知事のごあいさつにもありましたように、国の受け皿の選定状況、あるいは足利銀行の状況を鑑みながら、必要に応じて開催させていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

(委員会終了)